

福島県土木部 I C T活用工事（舗装工）実施要領 新旧表

頁	新	旧
1 I C T活用工事	1 I C T活用工事 (3) 対象工事及び工種 I C T活用工事の対象は、次のアまたはイとする。 なお、I C T建設機械による施工は、モーターグレーダまたはブルドーザによる路盤の「不陸整正」及び「敷均し」のみを対象とし、路盤の「締固め」及び基層と表層の「敷均し」、「締固め」は対象としない。 ア 表層の面積が 1,000 m²以上となる新設の舗装工事または一般土木工事<u>(削除)</u>の路盤工を対象とする。 2～8 (省略) 附則 本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、I C T活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。 附則 本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和7年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和7年9月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 参考1 (省略)	1 I C T活用工事 (3) 対象工事及び工種 I C T活用工事の対象は、次のアまたはイとする。 なお、I C T建設機械による施工は、モーターグレーダまたはブルドーザによる路盤の「不陸整正」及び「敷均し」のみを対象とし、路盤の「締固め」及び基層と表層の「敷均し」、「締固め」は対象としない。 ア 表層の面積が 1,000 m²以上となる新設の舗装工事または一般土木工事（災害復旧事業を除く）の路盤工を対象とする。 2～8 (省略) 附則 本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、I C T活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。 附則 本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和7年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 参考1 (省略)